

令和6年2月27日

事業者
安全衛生管理担当者) 様
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催（令和6年3月～令和6年5月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和6年3月中旬～5月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

各種感染症も蔓延している状況にありますが、当会では、下記の対策をとった上で、開催をしていきます。

現在の新型コロナ・インフルエンザ等感染症対策

- 会場入口にアルコール消毒器等を設置します。
- 講習会では、終日、閉鎖された同一会場（窓・扉は一部開放しますが…）での受講となりますので、マスクの着用を推奨します。（着用は自己判断）
- 講習会の内容により使い捨て手袋等を配付します。

3月13日（水）

**化学物質管理者専門的講習に準じる講習
（化学物質の取扱事業場向け）1日講習**

即日、満員となりました。
4月にも開催します。

3月14日（木）

保護具着用管理責任者講習

即日、満員となりました。
4月にも開催します。

4月10日（水）

金属アーク溶接等作業主任者限定講習（新規）

アーク溶接業務にかかる作業主任者は、従来、「特化・四鉛作業主任者講習」の2日講習でしたが、令和6年1月の改正により「金属アーク溶接等作業主任者限定講習」（1日講習）が設けられました。

金属アーク溶接のみの業務で作業主任者の資格を取得する場合には、こちらの講習会を受講をお勧めします。

4月11日（木）

化学物質管理者専門的講習

（化学物質の取扱事業場向け）1日講習

3月開催の「1日講習」は、即日定員に達しましたので、先月ご案内していた「化学資管理者講習（2日間）」の予定を変更して、4月にも1日講習を開催することとしました。

受講を希望される場合には、受付開始日をHPにて確認の上、早めの対応をお勧めします。

なお「化学資管理者講習（2日間）」は7月29日-30日に実施します。

4月12日（金）

保護具着用管理責任者講習

3月開催の「追加講習」は、即日定員に達しましたので、先月ご案内していた「化学資管理者講習（2日間）」の予定を変更して、4月にも開催することとしました。

受講を希望される場合には、受付開始日をHPにて確認の上、早めの対応をお勧めします。

4月15日（月）

新入者安全衛生教育

法令上、新規採用者に対しては雇い入れ時の安全衛生教育が必要となります。

この講習会では、新社会人となった方（入社0～2年程度）を中心に実施しています。（中途採用も可）

近年、労働災害が増加傾向にあります。安全意識の高揚を図るため、入社時からの教育が重要なものとなります。積極的な受講させましょう。

（今年度は1回のみ開催です）

4月16日（火）～17日（水）

安全管理者選任時研修

新年度の人事異動等で安全管理者が代わる場合には、安全管理者となる資格を取得するため、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が50名以上いる事業場です。

4月18日（木）～19日（金）

職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。

グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日からは、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業も対象となりました。

人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなり、毎回満員になっています。早めのお申し込みを！

4月22日（月）～23日（火）

有機溶剤作業主任者講習

比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！

5月7日（火）～8日（水）

安全衛生推進者養成講習

新たに安全衛生推進者を選任する場合には、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が10人以上50人未満の事業場です。

5月15日（水）～17日（金）

酸素欠乏・硫化水素危険作業作業主任者講習

比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！

5月21日（火）

労務管理講座（労働関係法規にかかる基礎講座）

労働基準法に基づく適切な労務管理等について学んでいきます。関係法令だけでなく、雇用の現場で起こりやすい労使トラブルやハラスメントなどの具体的な対応事例等を含めてご説明します。

また、併せて、元基労働基準監督官が労働基準監督署との付き合い方についてもご説明します。

初めての方だけでなく中小企業の経営者にも知っておいていただきたいこと満載です。

「やまなし労働基準」の4月1日号に折り込みのチラシをご覧ください。

5月22日（水）

自由研削といしの取替等特別教育

5月23日（木）～24日（金）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！



令和6年4月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、
3月11日（月）13時を予定しています。

令和6年度の教育計画については、現在調整です。決定次第HPに掲載します。
申し込みに当たっては、山梨県労働基準協会連合会 HPでご確認ください。